

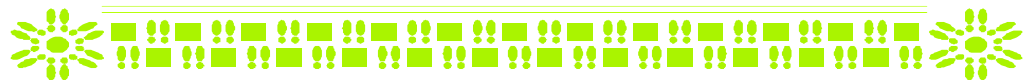
市内資源回収業者 (平成30年5月現在)

業者名	所在地	電話番号
(有)江別資源	新栄台1-3	384-1357
(有)豊栄流通サービス	角山64-18	385-1567
富士商事	大麻1119-3	386-1289
(有)最上商店	工栄町21-13	382-4305
もっかいトラスト(株) 江別営業所	工栄町21-5	384-0745
リサイクル千葉	野幌末広町12-1	385-1152

一冊でまるわかり！「集団資源回収」(平成30年5月発行 第3版)
 問い合わせ先：江別市 生活環境部 環境室 廃棄物対策課 減量推進係
 所在地：江別市工栄町14番地の3 ☎：011-383-4211

一冊でまるわかり！「集団資源回収」

～地域のチカラでリサイクル～



地域や団体の「集団資源回収」に取り組むことで、回収量に応じた奨励金を受け取ることができるほか、地域の交流も深めることができます。自治会・PTA・高齢者クラブ・女性部などさまざまな場で活躍している皆さん、この機会に集団資源回収に取り組んでみませんか？



江別市

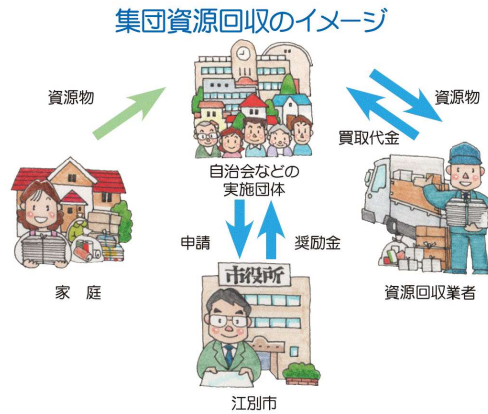
集団資源回収とは？

集団資源回収とは、自治会やPTAなどの団体が地域で行うリサイクル活動です。家庭から出る新聞紙やダンボール、びん、缶、布類などの資源物を、団体ごとに決めた回収日に集め、資源物回収業者に引き渡すことができます。

回収業者に引き渡すことによって、回収量に応じて市から奨励金、回収業者から売却金を受け取ることができます。

集団資源回収を通じて市民の方にリサイクルの大切さを知ってもらいながら、ごみを資源化することで、ごみの減量や処理費用の削減を行っています。

より多くの団体が集団資源回収に取り組むことで、収益金を各団体活動の活性化に役立てていただきたいと思います。



質問14 金属類は、どのようなものを回収していますか？

回答 下記の表のものが 있습니다。出す際は、金属部分以外は取り外して、出してください。

回収する金属製品の例	
○フライパン	○自動車用部品（家庭で買い替えたホイール、ドアなど。）
○ジギスカン鍋	○自転車（タイヤは取り外して燃やせないごみへ。）
○鍋（ホーロー製も可）	○コンロ（乾電池やガスカセット缶は取り外して危険ごみへ。）
○スキレット鍋	○スチール製ラック
○やかん	○ストーブ（金属製のみ。灯油は必ず抜いてください。）

集団資源回収のメリット

- ①ごみの減量化につながります。
- ②リサイクルへの意識が高まります。
- ③市からは1 kgにつき3円の奨励金、回収業者からは品目に応じた売却金を受け取ることができます。
- ④江別市指定ごみ袋の節約になります。
- ⑤回収を通じて、地域の交流を深めることができます。



質問12 自治会の排雪日と集団資源回収日が重なってしまった場合、市に連絡する必要はありますか？

回答 市に連絡する必要はありませんが、回収業者へ連絡し、回収日等の調整を行う必要があります。

また、回収日が変更となった場合は、自治会内の方々に周知する必要があります。

質問13 古紙の回収に出せないものはありますか？

回答 紙の中には「禁忌品（きんきひん）」と呼ばれる製紙原料にならない異物があります。表の品目はリサイクルすることができませんので、市の「燃やせるごみ」の収集日に出していただきますようお願いします。

リサイクルできない紙類一覧表	
○粘着物の付いた封筒	○金・銀など金属が箔押しされた紙
○防水加工された紙	○捺染紙
○裏カーボン紙・ノーカーボン紙	○感熱性発砲紙
○圧着はがき（親展はがき）	○合成紙
○感熱紙（ファックス用紙など）	○においのついた紙
○印刷紙の写真	○水に濡れた紙
○複合素材の紙（窓付き封筒など）	○油のついた紙

集団資源回収と市の収集のちがいは？

家庭から排出される資源物は、市のごみ・資源物の収集に出すこともできますが、集団資源回収に出すことにより、回収業者からの売却金と市からの奨励金を受け取ることができます。

集団資源回収に出せない場合は、市のごみ・資源物の収集に出しましょう。

表 「集団資源回収」と「市の収集」の比較

集団資源回収		市のごみ・資源物の収集
●団体と契約した回収業者	回収	●市が委託した収集業者
●団体と回収業者で決めた日	回収日	●週2回（燃やせるごみ） ※農村地区は週1回 ●月2回（燃やせないごみ・資源物・危険ごみ） ※農村地区は月1回
●団体と回収業者で決めた場所	回収場所	●ごみステーション
●団体と回収業者で決めた品目（新聞、雑誌、段ボール、びん、紙パック、アルミ缶、スチール缶、鉄くず、布など）	回収品目	●新聞・雑誌・段ボールなどの紙類は可燃ごみ ●鉄くずは不燃ごみ ●アルミ缶・スチール缶・びん・紙パックなどは資源物

集団資源回収をはじめるとあって

1. 集団資源回収をはじめるとあって次のことを決めましょう

①団体名

例：江別リサイクルの会

②代表者

例：江 別 太 郎

③回収品目

例：紙類、びん、缶、布

④回収日

半年に1回、2カ月に1回、月1回、月2回など回収頻度は団体の状況に応じて、無理のないスケジュールを立てましょう。

⑤回収場所

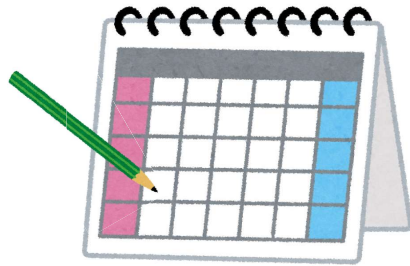
各家庭の玄関先から回収する戸別収集や集積場所を決める拠点収集などがあります。集積場所を決める際には、近隣の方の迷惑にならない場所を設定しましょう。

⑥回収業者

回収を行っている市内業者は、以下の6社です。

表 市内資源回収業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(有)江別資源	新栄台1-3	384-1357
(有)豊栄流通サービス	角山64-18	385-1567
富士商事	大麻1119-3	386-1289
(有)最上商店	工栄町21-13	382-4305
もっかいトラスト(株) 江別営業所	工栄町21-5	384-0745
リサイクル千葉	野幌末広町12-1	385-1152



質問8 申請書、請求書に修正液を使えますか？

回 答 修正液を使用することはできません。横二本線を引き、申請書や請求書で使用した印鑑を、訂正印として押印してください。

なお申請書、請求書の金額の欄は訂正できませんので、ご面倒でも再発行に書き直しをお願いします。

質問9 戸別回収に取り組んでいますが、収集されなかった場合はどのように対応したらいいですか？

回 答 回収業者に直接お電話ください。出された資源物が車や塀の陰に隠れて見えず、気付かないで通り過ぎてしまう場合がありますので、できるだけ回収車から見えやすい道路脇などに出していただきますようお願いいたします。

なお、回収業者がわからない場合には市廃棄物対策課までご連絡ください。

質問10 回収業者に電話が繋がらなかった場合はどのように対応したらいいでしょうか？

回 答 回収業者が全員回収に出払い、事務所が不在になることがあります。大変お手数をおかけいたしますが、時間を改めてお掛け直しいただくか市廃棄物対策課までご連絡ください。

質問11 回収品目を増やしたいのですが。

回 答 回収業者に直接ご相談ください。品目によっては回収できない場合があります。また、回収品目の変更があった場合には市廃棄物対策課までご連絡ください。

質問4 活動は毎月行わなければいけませんか？

回答 団体により活動頻度は様々ですので、自分たちのペースに合った無理のない活動ができます。

質問5 自治会長印、組合長印、代表印は使用できますか？

回答 印鑑はシャチハタでなければなりません。ただし、〇〇自治会、〇〇組合、〇〇会などの団体名だけのものを使用される場合は、横に代表者個人印を添えてください。

質問6 集団資源回収は難しいですか？

回答 申請、請求にいくつかの約束事がありますが、基本的には年に2回の奨励金交付申請手続きを行ってもらうことと、皆さんが集めた資源物を回収業者へ引渡してもらうだけで問題ありません。

また、回収場所、回収方法、回収日時などは、団体と回収業者で決めることができますので、無理のないペースで取り組んでいただけます。

質問7 集団資源回収を行なうメリットは何ですか？

回答① 市では回収団体に対して回収量1kgにつき3円（平成27年1月現在）の奨励金を交付していますので、資源物を回収業者に売払った代金と合わせて、団体の活動資金にすることができます。

回答② みんなが力を合わせて資源回収活動を行うことにより、団体の活動の活性化や交流を深めることができます。

回答③ 江別市指定ごみ袋を節約することができます。

2. 市に団体登録をしましょう。

① 申請に必要なもの

左ページの事柄が決定しましたら、廃棄物対策課に「江別市資源回収奨励事業実施登録届出書」を提出してください。

登録届出書は廃棄物対策課（工栄町14番地の3 ☎383-4211）にあります。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

② 受付窓口

廃棄物対策課に郵送または直接お持ちください。

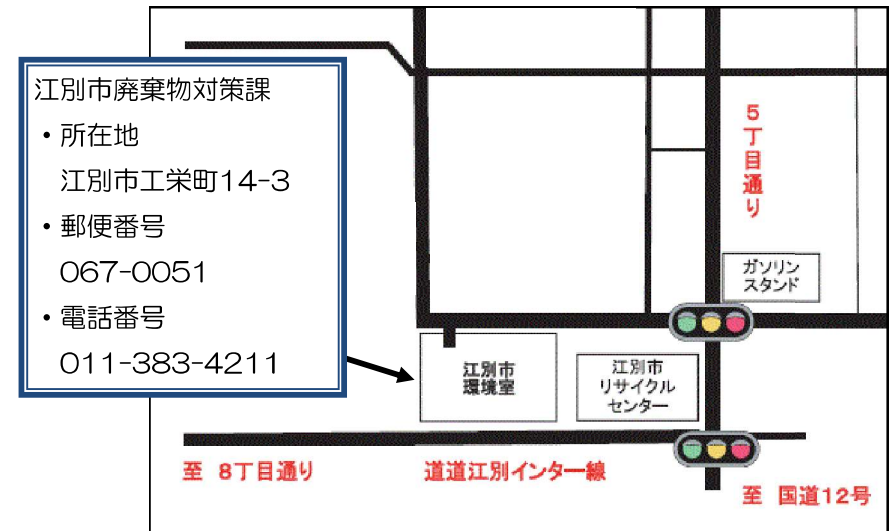


図 廃棄物対策課の所在地

3. 登録が完了したら、いよいよ回収です。

地域の皆さんで協力して、積極的に集団資源回収に取り組んでいきましょう。

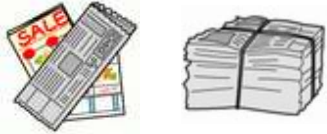
集団資源回収の回収品目一覧

家庭から出された下記品目の資源物が対象です。
下記項目ごとに分別して出してください。

※回収業者により回収する品目が異なりますので、詳しくは回収業者にお問い合わせください。

回収品目

①新聞紙：チラシも一緒にして、ひもで十文字に縛るか袋に入れる。



⑤紙パック：水洗いし、開いて乾かし、ひもで縛るか袋に入れる。（アルミ箔付きは除く）



②雑誌：大きさをそろえて、ひもで十文字に縛る。（紙以外の表紙や付属のCDなどは除く）



⑥びん：ふたをはずし、水洗いをして袋に入れる。



③ダンボール：折りたたんでひもで十文字に縛る。



⑦アルミ・スチール缶：アルミとスチールに分け、水洗いをして袋に入れる。



④金属類：金属以外の部分を全部取りはずす。



⑧布類：洗濯済みの古着・古布。



集団資源回収Q&A

質問1 集団資源回収の対象品目はどのようなものですか？

回答 集団資源回収は、回収団体と回収業者による民間契約ですので各団体や回収業者により回収品目は異なりますが、一般的には紙類、びん類、金属類、布類などが対象となります。

なお、市が交付する奨励金の対象となる品目は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、びん、缶、金属類、布類です。

※ペットボトルと白トレイは奨励金の対象外です。

質問2 市の資源物収集に出された資源物を回収して、集団資源回収に加えることはできますか？

回答 市の資源物収集に出された資源物を集団資源回収に加えることはできません。ごみステーションに出された資源物は市が収集することを前提に出されたものですので、集団資源回収分と混ざらないように注意してください。

質問3 事業所や店舗から出る資源物も回収してもいいですか？

回答 市が定めている奨励金は、家庭から出る資源物を対象としているため、事業所や店舗から出た資源物を回収業者に引き渡すことはできますが、市の奨励金の対象に含めることはできません。奨励金の申請の際には、その分を除外してください。

集団資源回収を上手にすすめる7カ条

1. 十分な話し合いをしましょう

団体の総会で集団資源回収に取り組むことの同意を得て、団体が自らリサイクル活動を行うという意思決定をしましょう。

2. 役割分担を決めましょう

回収業者と連絡する係、回収場所を確保する係、会計係など役割分担を決めましょう。

3. 回収する資源物を決めましょう

対象品目は数多くありますが、まずは古新聞・古雑誌・空き缶など、取り組みやすい品目から始めてみてはどうでしょうか。慣れてきたら回収品目を増やしていくことをおすすめします。

4. 回収業者と打ち合わせをしましょう

回収品目・回収日・引渡し場所・引渡し方法・雨天および降雪時の取り決めなど、無理のない計画を立てて、回収業者と事前によく話し合いをしておきましょう。

5. 覚えやすい回収日を設定しましょう

毎週第○曜日、毎月○日など覚えやすい日を設定しましょう。

6. PRを行いましょう

ポスターやチラシなどを作成して周知し、団体のみなさんの理解と協力を得ましょう。

7. 活動の報告を行いましょう

回収量や奨励金の受取額、活用方法など活動の成果を団体の中で公表して活動の盛り上がりにつなげていきましょう。

集団資源回収奨励金の受け取り方法

1. 集団資源回収奨励金の受取に必要な書類について

①	江別市資源回収奨励金交付申請書
②	江別市資源回収実績報告書
③	江別市資源回収取引伝票C（団体→市提出用） （②の実績報告書に貼り付けて提出してください）
④	請求書・委任状

奨励金交付時期に合わせて年に2回（6月と12月）、市から団体代表者宛に送付します。

また、③の江別市資源回収取引伝票は、回収業者から団体に交付されるものです。②に貼り付けて提出してください。

※奨励金は実績報告書に基づいて交付しますが、提出が遅れると奨励金を交付できなくなることがあります。

2. 集団資源回収の申請から受取までの手順について

手順① 廃棄物対策課より6月上旬（前期分）と12月上旬（後期分）に団体の代表者へ「資源回収奨励金の申請に必要な書類（①・②・④含む）」を送付します。

手順② 団体からは廃棄物対策課に「資源回収奨励金申請書類一式（①・②・③・④）」を提出（直接または郵送）します。

手順③ 廃棄物対策課より8月下旬（前期）と2月下旬（後期）に団体の代表者へ「奨励金交付決定通知の送付」と団体の指定口座へ「奨励金の支払い」を行います。

平成30年度以降の奨励金交付時期の変更

資源回収実施団体の申請手続きの負担を軽減するために、平成30年度から、交付時期が変更となりました。

平成30年度と平成31年度以降のスケジュールについては、以下をご覧ください。

表 奨励金交付手続きスケジュール

月	平成30年度	平成31年度以降
4月	①奨励金申請 (H29.10~H30.3月分)	
5月	①奨励金交付	
6月		
7月	②奨励金申請 (H30.4~6月分)	①奨励金申請 (H31.1~6月分)
8月	②奨励金交付	①奨励金交付
9月		
10月		
11月		
12月		
1月	③奨励金申請 (H30.7~12月分)	②奨励金申請 (H31.7~12月分)
2月	③奨励金交付	②奨励金交付
3月		
	制度変更年のため、申請・交付が3回になります。 ①は、平成29年度分の申請・交付になります。	新制度に移行したため、申請・交付は2回になります。

江別市資源回収奨励実施変更届出書（記入例）

1号様式（第2条関係）

江別市資源回収奨励事業実施（登録・**変更**）届出書

平成 年 月 日

代表者の氏名・代表者の住所・口座名義の変更等があった場合には、変更箇所のみをご記入のうえ、市に提出してください。

団体名	江別リサイクルの会
申請者住所	江別市●●町▲▲番地
申請者氏名	〇〇〇〇 ㊟

※ 変更箇所のみ記入してください。

江別市資源回収事業実施要領第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

団体名			
代表者	住所	江別市	
	職名	氏名	
	電話番号	-	
実施地区・学区		参加世帯数	約 世帯
年間実施回数	年間 回 ・ 随時 ()		
回収日	毎月第 、 曜日 ・ その他 ()		
回収品目 (〇で囲んでください)	古紙類 ・ びん類 ・ 金属類 ・ 布類		
回収方法	個別方式 ・ 集積方式 ・ その他 ()		
回収業者名			
奨励金振込先銀行	支店		
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ	エベツリサイクルノカイ カイケイ マルマル マルマル		
口座名義人	江別リサイクルの会 会計 〇〇 〇〇		
口座名義人住所	江別市▼▼町◆◆番地		

上記の届出により登録団体としてよろしいか。

	課長	係長	係
決裁欄			

入力	受付	登録番号

請求書・委任状（記入例）

江別市長 三好 昇 平成●●年▲▲月■日

請求金額 一金

平成●●年度●期分江別市資源回収奨励金として

住所	江別市●●町▲▲番地		
団体名	江別リサイクルの会		
代表者職名	会長	氏名	○ ○ ○ ○

支払方法 □口座

印鑑は、団体名付代表者印または代表者の個人印をご使用ください。（シャチハタ印不可）

捨印

同一印

印

日付は修正しないでください。

※上記請求欄/印2ヶ所押印（捨印含）

フリガナ	エベツリサイクルノカイ カイケイ マルマル マルマル		
口座名義人	江別リサイクルの会 会計 ○ ○ ○ ○		
振込先銀行名	●●●●● 銀行	▲▲▲ 支店	
預金種目	普通	口座番号	0123456789

委任状は、代表者名と口座名義人の名称が異なる場合に必要です。

委任状

江別市長 三好 昇 宛 平成●●年▲▲月■日

委任者 住所 江別市●●町▲▲番地

団体名 江別リサイクルの会

代表者職・氏名 会長 ○ ○ ○ ○

※委任者欄に記載が有る場合/印2ヶ所押印（捨印含）

資源回収奨励金の受領について、下記の者に委任します。

捨印

同一印

印

日付は修正しないでください。

印鑑は、団体名付代表者印または代表者の個人印をご使用ください。（シャチハタ印不可）

受任者 住所 江別市■町★番地

口座名義人 江別リサイクルの会

登録番号

江別市資源回収奨励金交付申請書（記入例）

4号様式（第4条関係）

江別市資源回収奨励金交付申請書

江別市長 三好 昇 宛

名	江別リサイクルの会		
職名	会長	氏名	○ ○ ○ ○
所	江別市●●町▲▲番地		
電話番号	383-●●●●	参加世帯数	約 ●●●世帯

担当者氏名	江別花子	屋間の電話番号 (携帯電話など)	090-●●●●-▲▲▲▲
-------	------	---------------------	---------------

変更がある場合は、二重線で修正してください。

印鑑は、団体名付代表者印または代表者の個人印をご使用ください。（シャチハタ印不可）

捨印

同一印

「担当者氏名欄」及び「屋間の電話番号欄」は、記載内容確認のため連絡を取ることがあるので、必ず記入してください。

江別市における資源の有効利用の推進を図るため資源回収を実施しましたので、江別市資源回収事業実施要領に基づき奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

奨励金交付申請額	百万	十万	万	千	百	十	円
----------	----	----	---	---	---	---	---

添付書類 1 江別市資源回収取引伝票（団体一市提出用）

2 江別市資源回収実績報告書（第5号様式）

奨励金交付決定額 (市が記入)	百万	十万	万	千	百	十	円	入力	受付	登録番号

江別市資源回収実績報告書（記入例）

第5号様式（第4条関係）

回収業者から受け取った江別市資源回収取引伝票（団体 - 市提出用）を
はりつけてください。

団体 - 市提出用		江別市資源回収取引伝票		平成 25 年 1 月 1 日	年 2 月 1 日	年 3 月 1 日
団 体 名 江別リサイクルの会		登録番号	登録番号	登録番号		
代表者氏名 会長〇〇〇 様		1000	1000	1000		
品 目	収 益 金	単 価	回 収 量	回 収 量	回 収 量	
古	新 聞	円	1,380 kg	940 kg	950 kg	
	雑 誌	円	90 kg	530 kg	320 kg	
紙	ダンボール	円	470 kg	330 kg	180 kg	
	牛乳パック	円	10 kg	50 kg	35 kg	
びん	1.8リットルビン	円	31 kg	62 kg	48 kg	
	ビールビン	円	8 kg	4 kg	6 kg	
	清涼飲料ビン	円	1 kg	0 kg	0 kg	
	上記以外のビン	円	3 kg	2 kg	11 kg	
金	カレットビン	円	60 kg	280 kg	1,200 kg	
	アルミ缶	円	40 kg	50 kg	120 kg	
	スチール缶	円	60 kg	25 kg	35 kg	
属	非鉄金属	円	20 kg	0 kg	0 kg	
	鉄くず	円	0 kg	40 kg	80 kg	
布	円	0 kg	0 kg	20 kg		
その他	円	0 kg	0 kg	0 kg		
小計	円					
消費税	円					
収益金合計	円					
資源回収業者		印	印	印		

取引伝票（伝票の左上だけ）をのり付けしてはってください

月に2回以上回収した場合は、月毎にまとめ、上に重ねてのり付けしてください。

登録番号	1000
------	------

この欄に全伝票を集計した数字を記入してください。
※「びん」の欄は、掛け算をした後、小数点以下を切り捨ててください。

品 目	回 収 量 の 合 計		審査欄
	(小数点以下の端数は切り捨て)		
	回 収 量		
紙	新 聞	3,270 Kg	
	雑 誌	940 Kg	
	ダンボール	980 Kg	
	牛乳パック	95 Kg	
びん	1.8リットルびん (合計 141 本) × 0.95 =	133 Kg	
	ビールびん (合計 18 本) × 0.60 =	10 Kg	
	清涼飲料びん (合計 1 本) × 0.40 =	0 Kg	
	上記以外のびん (合計 16 本) × 0.54 =	8 Kg	
カレットびん	1,540 Kg		
金	アルミ缶	210 Kg	
	スチール缶	120 Kg	
	非鉄金属	20 Kg	
属	鉄くず	120 Kg	
	布	20 Kg	
その他	0 Kg		
合 計	7,466 Kg		
奨 励 金	重量×3円=	22,398 円	

決定欄は市で記入しますので、記入しないでください。

※ 決 定	回 収 量	kg
	奨 励 金	円